

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市地域生活支援事業実施規則（平成 18 年郡山市規則第 64 号。以下「規則」という。）第 6 条に規定する意思疎通支援事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(手話通訳者の業務)

第 2 条 規則第 6 条により設置された手話通訳者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 手話通訳者の養成及び研修に関すること。
- (2) 手話通訳者の派遣に関すること。
- (3) 手話通訳者の健康管理に関すること。
- (4) 手話通訳を必要とする聴覚障害者等の日常生活及び社会生活における意思疎通支援に関すること。
- (5) 手話通訳を必要とする聴覚障害者等の更生援護に必要な相談及び助言指導に関すること。
- (6) 手話通訳を必要とする聴覚障害者等の実態把握に関すること。
- (7) その他手話通訳の知識及び技術を必要とする業務に関すること。

(派遣対象事項)

第 3 条 この事業において派遣の対象とする事業は、次のとおりとする。

- (1) 生命及び健康に関すること。
- (2) 権利・義務に関すること。
- (3) 職業に関すること。
- (4) 教育に関すること。
- (5) 住宅に関すること。
- (6) 地域の生活に関すること。
- (7) 消費生活に関すること。
- (8) 教養・自己啓発に関すること。
- (9) 団体活動に関すること。
- (10) その他市長が必要と認めること。

(派遣対象外事項)

第 4 条 この事業において、派遣対象外とする事項は、次のとおりとする。

- (1) 宗教・政治に関すること。
- (2) 私的事項に関すること。

(派遣の区域)

第 5 条 手話通訳者等の派遣を行う区域は、日本国内とする。

(報償金等)

第 6 条 規則第 13 条第 2 項に規定する報償金等は、次に定める基準による。

- (1) 手話通訳者等（有資格者等） 1人当たり1件2時間以内 4,000円
（2時間超 1時間毎2,000円加算）
- (2) 手話通訳者等（無資格者等） 1人当たり1件2時間以内 3,000円
（2時間超 1時間毎1,500円加算）
- (3) 手話通訳者等1人1件当たりの旅費 600円

2 前項の規定に関わらず、第8条に規定される事業の委託を行う場合は、事業を委託する団体と協議の上別途定める。

（養成）

第7条 市長は、規則第6条に規定する意思疎通支援を行う者の養成を行う。

2 前項に規定する養成の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（事業の委託）

第8条 市長は、事業の一部を、その業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力があると認められる団体等に委託することができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。